

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険事務(保険料徴収事務を除く)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

介護保険事務(保険料徴収事務を除く)では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和8年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料賦課 →本人及び世帯員の区民税課税状況、本人の前年の合計所得金額及び公的年金収入額に応じて保険料を賦課する。 ・介護保険料の区独自減額(独自利用) →保険料段階が第2・第3段階で生活に困窮して保険料の負担が困難な被保険者に対し、申請により保険料の減額を行う。 ・介護保険料賦課(特別徴収) →年金の年間受給額が18万円以上の被保険者について、支給される年金からの特別徴収(いわゆる天引き)により保険料を徴収する。 ・介護保険調整交付金 →4月1日現在の被保険者の所得段階別人数をシステムから抽出する。(所得段階は当該年12月末時点のもの) ・介護保険料の減免・徴収猶予 →災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった者に対し、申請により一定の期間保険料の減免を行う。 ・介護給付事務 →被保険者が介護保険のサービスを利用した際に事業者を支払う自己負担分以外の部分を事業者に給付する。 ・介護給付事務(保険料滞納者の給付制限に係る事務) →介護保険料滞納者に対し、滞納期間に応じた給付制限(支払方法変更、給付の一時差し止め、給付額減額)を実施する。 ・要介護(要支援)認定事務 →要介護(要支援)申請に基づき、認定調査を実施し、主治医に意見書の作成を依頼する。調査結果と意見書を基に介護認定審査会において審査・判定し、認定結果について本人に通知する。 ・介護保険の被保険者証の取得・異動に係る事務 →被保険者の資格取得・喪失の確認を行う。被保険者証の交付(再交付)を行う。住所地特例対象者については入退所等の届出を受理する。 ・要介護(要支援)認定事務(住所移転後) →要介護(要支援)認定を受けている者が住所を移動する場合、受給資格証明書に基づき認定の引継ぎを行う。 ・措置事務(福祉の措置/費用の徴収) →環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を、養護老人ホームに入所を委託する。/養護老人ホームの措置に係る者又は扶養義務者から、その負担能力に応じて、措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。
③システムの名称	介護保険資格システム 介護保険認定システム 介護保険給付システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番61、項番100 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86、87、131、132の項 番号法第19条第9号</p> <p>【提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、7、11、15、38、42、56、65、69、70、80、81、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 番号法第19条第9号</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 福祉保健部介護保険課管理係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 1,000人未満(任意実施)</div> <div style="text-align: right;">2) 1,000人以上1万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 10万人以上30万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 30万人以上</div>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
	[1万人以上10万人未満]
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 500人以上 2) 500人未満</div>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
	[500人未満]
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 発生あり 2) 発生なし</div>
	[発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[○] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠			
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	個人情報を取り扱う事務に従事する従業員を対象に情報セキュリティおよび個人情報保護に関するeラーニング研修を年1回実施している。本研修を通じて、個人情報の適正な取扱いに関する知識の習得と意識向上を図り、情報漏洩防止等の必要な教育・対策を継続的に行っている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番4 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条	事後	
平成28年12月2日	I-4-②法令上の根拠	【提供】番号法第19条第7号別表第二 項番2.3,4,6,26,42,43,56の2,61,62,80,81,87,94,97,109	【提供】番号法第19条第7号別表第二 項番1,2,3,4,6,26,42,56の2,58,61,62,80,87,94,108	事後	
平成28年12月2日	I-5-②所属長	介護保険課長 生田 淳	介護保険課長 志原 学	事後	
平成28年12月2日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年12月2日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-1	平成28年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2	平成28年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I-4-②	【照会】番号法第19条第7号別表第二 項番93, 94, 95, 61, 62 【提供】番号法第19条第7号別表第二 項番1,2,3,4,6,26,42,56の2,58,61,62,80,87,94,108	【照会】番号法第19条第7号別表第二 項番61,62,93,94,95 【提供】番号法第19条第7号別表第二 項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,93,94,95,108,117	事後	
平成31年1月21日	I-4 法令上の根拠	【照会】番号法第19条第7号別表第二 項番93, 94, 95, 61, 62 【提供】番号法第19条第7号別表第二 項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117	【照会】番号法第19条第7号別表第二 項番93, 94, 95, 61, 62 【提供】番号法第19条第7号別表第二 項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117	事後	
平成31年1月21日	I-5 所属長の役職名	介護保険課長 志原 学	介護保険課長	事後	
平成31年1月21日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年1月21日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和2年4月23日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月23日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月3日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番4 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条	事後	
令和3年6月3日	I-4 法令上の根拠	【照会】番号法第19条第7号別表第二 項番93, 94, 95, 61, 62 【提供】番号法第19条第7号別表第二 項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117	【照会】番号法第19条第8号別表第二 項番93, 94, 61, 62 【提供】番号法第19条第8号別表第二 項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117	事後	
令和3年6月3日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月3日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月15日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月15日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月28日	I-1-③	介護保険資格システム 介護保険認定システム 介護保険給付システム	介護保険資格システム 介護保険認定システム 介護保険給付システム サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月28日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月5日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月5日時点	事後	
令和5年9月20日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年1月5日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月20日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年1月5日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月18日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条	番号法第9条第1項 別表 項番61、項番100 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条	事後	
令和6年9月18日	I-4-②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第8号別表第二 項番93、94、61、62 【提供】番号法第19条第8号別表第二 項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,108,117	【照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86、87、131、132の項 番号法第19条第9号 【提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、7、11、15、38、42、56、65、69、70、80、81、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 番号法第19条第9号	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点	事後	
令和8年3月4日	I-3 個人番号の利用	項番68	項番61	事後	
令和8年3月4日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部総務課情報公開係	福祉保健部介護保険課管理係	事後	
令和8年3月4日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年4月10日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月4日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年4月10日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月4日	IV-8 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	
令和8年3月4日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		従業者に対する教育・啓発	事後	
令和8年3月4日	IV-11 判断の根拠		個人情報を取り扱う事務に従事する従業員を対象に情報セキュリティおよび個人情報保護に関するeラーニング研修を年1回実施している。本研修を通じて、個人情報の適正な取扱いに関する知識の習得と意識向上を図り、情報漏洩防止等の必要な教育・対策を継続的に行っている。	事後	